

厚生労働省和歌山労働局発表  
平成24年8月22日

担 当	厚生労働省和歌山労働局雇用均等室
	室長 松本 春美
	厚生労働事務官 松岡 幸治
	電話 073 (488) 1170 FAX 073 (475) 0114

新たに「次世代法」に基づく子育てサポート企業を認定しました！！

～株式会社住金鋼鉄和歌山（和歌山県内初 2回目の認定取得）～



次世代認定マーク（愛称：くるみん）

和歌山労働局（局長：神田義宝）では、平成24年7月27日に「株式会社住金鋼鉄和歌山」（製造業、代表取締役：岡田 剛）を「次世代育成支援対策推進法」に基づき、子育てサポート企業として認定しました（和歌山県内初、2回目の認定）。

認定に伴い、下記日程により、和歌山労働局長による認定通知書交付式を開催いたします。

○ 認定通知書交付式日程

- ・日時：平成24年8月30日（木）10：00～（1時間程度）
- ・場所：和歌山市黒田2丁目3-3 和歌山労働局 3F局長室

○ 認定企業について

- ・企業名：株式会社住金鋼鉄和歌山
- ・住所：和歌山市湊1850
- ・社員数：1097名（男性：1089名、女性：8名）
- ・2007年に第1回目の認定を取得

## ○ 株式会社住金鋼鉄和歌山の一般事業主行動計画（概要）

※一般事業主行動計画とは、社員の仕事と家庭の両立を推進するために、会社が行き組む計画です。

計画期間：平成19年4月1日～平成24年3月31日（5年間）

- 目標①：計画期間中に子の育児に係わる休暇の取得促進のための制度改訂を行うとともに、所属長研修会等において、改訂内容の周知徹底を図る。
- 目標②：計画期間中に子を養育する社員に対する新たな育児サポート施策を導入する。
- 目標③：年次有給休暇の取得促進のための取組を実施する。
- 目標④：固定的な性別役割分担意識を是正し、仕事と家庭の両立について従業員のさらなる意識啓発を図るため、計画期間中1回以上の研修会を開催する。

## ○ 株式会社住金鋼鉄和歌山の行動計画目標達成状況

- 目標①：平成20年3月に、制度改訂内容を社内周知し、4月より、育児休暇（育児・介護休業法における育児休業）制度を拡充した。  
具体的には、特別福祉休暇を積み立てている従業員が育児休暇を取得する場合、最初の5日間を特別福祉休暇と同様、有給扱いで休暇を取得することができることとした。
- 目標②：福利厚生セレクトプラン制度（すみとびあプラン）を平成20年7月に導入。保育施設の利用料等、育児関係の制度や設備を利用する際の費用として充てられるポイントを従業員に付与し、従業員の育児等の負担を軽減。
- 目標③：平成22年度より年間カレンダーにおいて、有休奨励日（年間6日～7日程度）を設定した。
- 目標④：平成24年3月22日に、仕事と家庭の両立についての従業員の意識啓発のための社内研修を実施した。

上記のとおり、行動計画に掲げた全ての目標を達成する等次世代法に定められた全ての認定要件を満たし、「子育てサポート企業」として2回目の認定を受けました。

### 参考資料

- ・(別添) 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく「認定制度」について
- ・ [パンフレット「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、くるみんマーク認定を目指しましょう!!!」](#)

(別添)

## 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく「認定制度」について

事業主は、次世代法に基づく**一般事業主行動計画（社員の仕事と家庭の両立を推進するために会社が策定する取組計画）**の策定・届出等を行うことが求められています（社員数 101 人以上の企業については義務、社員数 100 人以下の企業については努力義務）。

行動計画に掲げた目標を全て達成する等一定の要件を満たした場合、都道府県労働局雇用均等室に認定申請をすることで、「**子育てサポート企業**」として**厚生労働大臣（都道府県労働局長に委任）の認定**を受けることができます。

認定を受けると、**次世代認定マーク「くるみん」**を使用することができ、このマークを求人広告や名刺、商品等に掲載することで、子育て応援企業として、**イメージアップ**等の効果が期待されます。

また、平成 25 年度までに認定を受けると、取得、改築、増改築等した建物について、割増償却を受けられる「**くるみん税制**」という税制優遇制度があります。

認定要件等の詳細につきましては、添付のパンフレット又は厚生労働省HP（下記 URL）をご参照下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>

和歌山労働局では、今後も引き続き、社員の仕事と家庭の両立に取り組む企業が増えるよう、**次世代法に基づく取組の推進や認定制度**の周知・啓発を行ってまいります。

## 事業主の皆様へ

### 仕事と子育ての両立のために

# 一般事業主行動計画を策定しましょう!

次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるためには、国、地方公共団体、企業、国民が一体となって対策を進めていかねばなりません。そこで平成15年、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）が制定されました。

次世代法に基づき、現在、101人以上の従業員を雇用する企業は、仕事と子育ての両立を図るための「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届出、公表、従業員への周知が義務づけられています（100人以下の企業は努力義務です）。



## 行動計画の策定

### 行動計画って？

企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間 ②目標 ③目標達成のための対策を定めるものです。なお、目標は職場の実情に応じて何項目設定していただいても構いませんが、従業員のニーズを踏まえたものとするのが重要です。

### 行動計画の例

行動計画を策定する際は、厚生労働省ホームページ内「モデル行動計画」をご活用ください！

#### <アクセス方法>

①以下のURLを直接入力。

[http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html#dl\\_01](http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html#dl_01)

②厚生労働省トップページ

(<http://www.mhlw.go.jp/>)

→行政分野ごとの情報：雇用均等・両立支援・パート労働→トピックス：一般事業主行動計画のモデル行動計画はこちらからダウンロードできます(2010年10月)

会社の状況に応じた、さまざまなモデル計画を掲載しています。

モデル計画 A：育児をしている社員が多く、いろいろなニーズのある会社

#### 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日までの 年間
2. 内容

目標1：妊娠中の女性社員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して社員に配布し、制度の周知を図る

#### <対策>

- 平成 年 月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 平成 年度～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、管理職を対象とした研修及び社内広報誌などによる社員への周知

目標2：平成 年 月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

#### <対策>

- 平成 年 月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 平成 年 月～ 制度の導入、社内広報誌などによる社員への周知

目標3：平成 年 月までに、子の看護休暇の対象範囲を拡大する（子の対象年齢の拡大、学校行事への参加や育児全般に使えるようにするなど）。

#### <対策>

- 平成 年 月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 平成 年 月～ 制度の導入、社内広報誌などによる社員への周知



## 行動計画の公表と従業員への周知

行動計画を策定(または変更)したら、行動計画そのものを一般に公表し、従業員へ周知を行ってください。

### 行動計画の公表方法

- (1) インターネットの利用(「両立支援のひろば」(\*)や、自社のホームページへの掲載)
- (2) 都道府県、市区町村の広報誌への掲載 など

#### ※両立支援のひろば

企業が行う、仕事と家庭の両立支援の取り組みや行動計画を閲覧・検索できるサイトです。  
このサイトに登録することによって、行動計画の公表を無料で行うことができます。  
ぜひ、ご利用ください。 <http://www.ryouritsu.jp/hiroba/>

### 行動計画の従業員への周知方法

- (1) 事業所の見やすい場所への掲示や備え付け
- (2) 従業員への配布
- (3) 電子メールを利用して送信 など



次世代認定マーク  
(愛称：くるみん)



## 行動計画策定の届出

行動計画を策定(または変更)したことを**策定・変更届により都道府県労働局雇用均等室**に届け出てください。

**お早めに!**

**行動計画を策定して、都道府県労働局へ届け出ましょう。**

**届出様式は和歌山労働局HPよりダウンロードできます。**

ダウンロード先URL

<http://wakayama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/wakayama-roudoukyoku/download/download22.doc>



問い合わせ先: 和歌山労働局雇用均等室  
住所: 和歌山市黒田2丁目3番3号  
電話: 073-488-1170

一般事業主行動計画策定・変更届

届出年月日 平成 年 月 日

都道府県労働局長 殿

一般事業主の氏名又は名称  
(法人の場合)代表者の氏名

印

住 所 〒

電 話 番 号

一般事業主行動計画を(策定・変更)したので、次世代育成支援対策推進法第12条(第1項・第4項)の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 常時雇用する労働者の数 人
2. 一般事業主行動計画を(策定・変更)した日 平成 年 月 日
3. 変更した場合の変更内容
  - ① 一般事業主行動計画の計画期間
  - ② 目標又は次世代育成支援対策の内容(既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。)
  - ③ その他
4. 一般事業主行動計画の計画期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
5. 目標
  - ① 雇用環境の整備に関するものを定めている
  - ② ①以外の次世代育成支援対策に関するものを定めている
  - ③ ①と②の両方を定めている
6. 一般事業主行動計画の公表の方法
  - ① インターネットの利用(自社のホームページ・両立支援のひろば・その他( ))
  - ② その他の公表方法 ( )
7. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法
  - ① 事業所内の見やすい場所への掲示又は備え付け
  - ② 書面による労働者への交付
  - ③ 電子メールによる送信
  - ④ その他の周知方法 ( )
8. 次世代育成支援対策の内容(第三面に記載すること)
9. 次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定の申請をする予定(有・無・未定)

(記載要領)

1. 「届出年月日」欄は、都道府県労働局長に「一般事業主行動計画策定・変更届」(以下「届出書」という。)を提出する年月日を記載すること。
2. 「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所及び電話番号」欄は、申請を行う一般事業主の氏名又は名称、住所及び電話番号を記載すること。氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。一般事業主が法人の場合にあつては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。代表者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。電話番号については、主たる事務所の電話番号を記載すること。
3. 「一般事業主行動計画を(策定・変更)」欄は、該当する文字を○で囲むこと。「第12条(第1項・第4項)」欄は、常時雇用する労働者の数が301人(平成23年4月1日以降は、101人)以上の一般事業主は第1項の文字を○で、300人(平成23年4月1日以降は、100人)以下の一般事業主は第4項の文字を○で囲むこと。
4. 「1. 常時雇用する労働者の数」欄は届出書を提出する日又は提出する日前の1か月以内のいずれかの日において常時雇用する労働者の数を記載すること。
5. 「2. 一般事業主行動計画を(策定・変更)した日」欄は、該当する文字を○で囲むとともに、策定又は変更した日を記載すること。
6. 「3. 変更した場合の変更内容」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
7. 「4. 一般事業主行動計画の計画期間」欄は、策定した一般事業主行動計画の計画期間の初日及び末日の年月日を記載すること。
8. 「5. 目標」欄は、達成しようとする目標として一般事業主行動計画に定めたものに該当するものの番号を○で囲むこと。
9. 「6. 一般事業主行動計画の公表の方法」欄は、該当するものの番号を○で囲み、①を囲んだ場合は、その方法を囲むか、記載すること。「② その他の公表方法」の番号を○で囲んだ場合は、①以外の公表の方法を記載すること。なお、当該欄については、公表が義務である事業主については、必ず記載すること。また、努力義務である事業主については、公表を行っている場合に記載すること。
10. 「7. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法」欄は、該当するものの番号を○で囲み、「④ その他の周知方法」を○で囲んだ場合は、①から③以外の周知の方法を記載すること。なお、当該欄については、周知が義務である事業主については、必ず記載すること。また、努力義務である事業主については、周知を行っている場合に記載すること。
11. 「8. 次世代育成支援対策の内容」欄は、一般事業主行動計画の内容として定めた事項について、行動計画策定指針(平成21年国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号)において一般事業主行動計画に盛り込むことが望ましいとされている事項を定めた場合は、その記号(1の(1)のアからシ、1の(2)のアからオ、2の(1)から(5))を○で囲み、その他の項目を定めた場合は1の(1)の「その他」、1の(2)の「その他」又は2の「その他」にその概要を記載すること。変更届の場合は、変更後の一般事業主行動計画の内容として定められている項目のすべてについて○で囲み又は記載すること。
12. 「9. 次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定の申請をする予定」欄は、該当する文字を○で囲むこと。

行動計画策定 指針の事項		次世代育成支援対策の内容として定めた事項
1 雇用環境の整備に関する事項	(1)子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備	ア 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施
		イ 子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進
		ウ 育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施
		エ 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として次のいずれか一つ以上の措置の実施 (ア) 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施 (イ) 労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知 (ウ) 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し (エ) 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供 (オ) 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し
		オ 子どもを育てる労働者が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の実施 (ア) 三歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の免除 (イ) 三歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度 (ウ) フレックスタイム制度 (エ) 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度
		カ 子どもを育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の設置及び運営
		キ 子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助の措置の実施
		ク 労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度の導入
		ケ 希望する労働者に対する勤務地、担当業務の限定制度の実施
		コ 子育てを行う労働者の社宅への入居に関する配慮、子育てのために必要な費用の貸付けの実施など子育てをしながら働く労働者に配慮した措置の実施
		サ 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知
		シ 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施
		その他 (概要を記載すること)
	(2)働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備	ア 所定外労働の削減のための措置の実施
		イ 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施
		ウ 短時間正社員制度の導入・定着
		エ 在宅勤務等の場所・時間にとらわれない働き方の導入
		オ 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修の実施
		その他 (概要を記載すること)
2 1以外の次世代育成支援対策に関する事項	(1) 託児室・授乳コーナーや乳幼児と一緒に利用できるトイレの設置等の整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等各種の子育て支援サービスの場の提供	
	(2) 地域において子どもの健全育成のための活動等を行うNPO等への労働者の参加を支援するなど、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施	
	(3) 子どもが保護者である労働者の働いているところを見ることができ「子ども参観日」の実施	
	(4) 労働者が子どもとの交流の時間を確保し、家庭の教育力の向上を図るため、企業内において家庭教育講座等を地域の教育委員会等と連携して開設する等の取組の実施	
	(5) 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進	
	その他 (概要を記載すること)	